

平成 3 0 年岐阜市豚コレラ対策検証報告
～最終報告～

平成 3 1 年 1 月 1 0 日
岐阜市豚コレラ検証チーム

「平成 30 年岐阜市豚コレラ対策検証報告」目次

1	総括	1
2	検証の位置付け	2
3	畜産センター公園とは	3
4	対応の推移	5
5	検証	17
	(1) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の危機管理意識	17
	(2) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の責務	
	① 指定管理者の責務	20
	② 公園整備課の責務	23
	③ 畜産課の責務	26
	④ その他	27
	(3) 飼養衛生管理基準の遵守	
	① 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	28
	② 重機等の洗浄又は消毒	30
	③ 衛生管理区域の設定	31
6	その他（追加検証項目）	33

1 総括

本年9月9日、国内で26年ぶりとなる豚コレラ（家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）に基づく法定伝染病）が岐阜市内の農場において発生した。岐阜市畜産センター公園（以下「畜産センター公園」という。）においても、岐阜県中央家畜保健衛生所（以下「県中央家保」という。）の指導のもと防疫措置（家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置）に取り組んでいたが、11月16日に2例目となる豚への感染が畜産センター公園において確認（疑似患畜が確定）された。

畜産センター公園での豚コレラの発生に関しては、飼養衛生管理基準が適切に遵守されていなかったことが国の疫学調査チームにより指摘されており、その背景としては、12月3日の「中間報告」で示したとおり次の2点に集約される。

- ①岐阜市及び指定管理者は、**農場の主体者**として家畜伝染病予防法第12条の3に規定する「家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない」という**意識が低かった**。
- ②岐阜市は豚コレラに関する対応マニュアルがなく、**畜産センター公園の運営管理に関する3者**（公園整備課、畜産課、指定管理者）の**役割が不明確であった**。

畜産センター公園に関わる3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止する観点から、平時から、異常を察知できるような**危機管理意識**や、農場に携わる者としての**責任感を持って業務にあたる必要がある**であったが、それらが**希薄であったため、非常時への備えと、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であった**。

これらの反省点を踏まえ、課題を洗い出し、**畜産センター公園における農場の主体者としての対応**として、異常事案（リスク）に対する職員意識の向上及び関係者間の連携の強化並びに、日頃からの飼養衛生管理に係る設備及び運用方法の点検・見直しなどを行い、今後、新たに発生するおそれがある他の家畜伝染病に対しても、**万全の体制で備える必要がある**。

本事案に係る**関係機関、関係部署は、本報告を踏まえ、早急に改善策を検討し、実行することを求める**。また、全庁においても、本事案を教訓として、**更なる業務改善、異常事案（リスク）への備え等に努めることを求める**。

2 検証の位置付け

本報告では、関係者への聞き取り及び、入手した関係資料の精査に基づき、中国においてアフリカ豚コレラの発生が初めて報告された本年8月以降の関係者の意識、9月9日の市内農場における豚コレラ発生以後の畜産センター公園における対応が適切であったかについて検証した。

【検証項目】

- ・「関係者の意識、畜産センター公園に係る岐阜市の対応について」

【検証期間】

- ・「平成30年8月から畜産センター公園における防疫措置完了まで」

今後同様の対応を繰り返さないよう、次の事項について、課題を洗い出し、それらの課題への対策を本報告に取りまとめたところである。

- (1) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の危機管理意識
- (2) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の責務
- (3) 飼養衛生管理基準の遵守

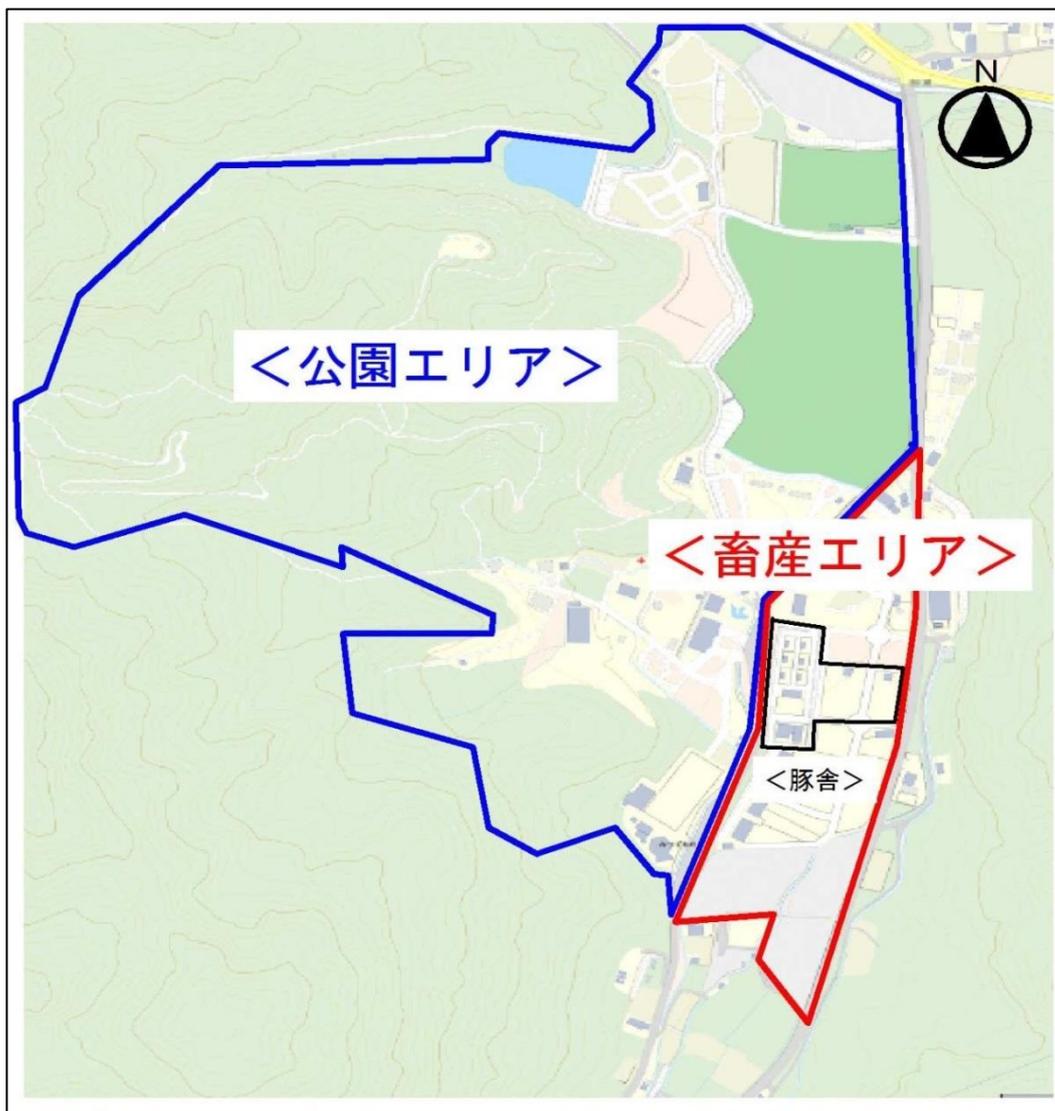
3 畜産センター公園とは

(畜産センター公園の運営及び飼養管理形態)

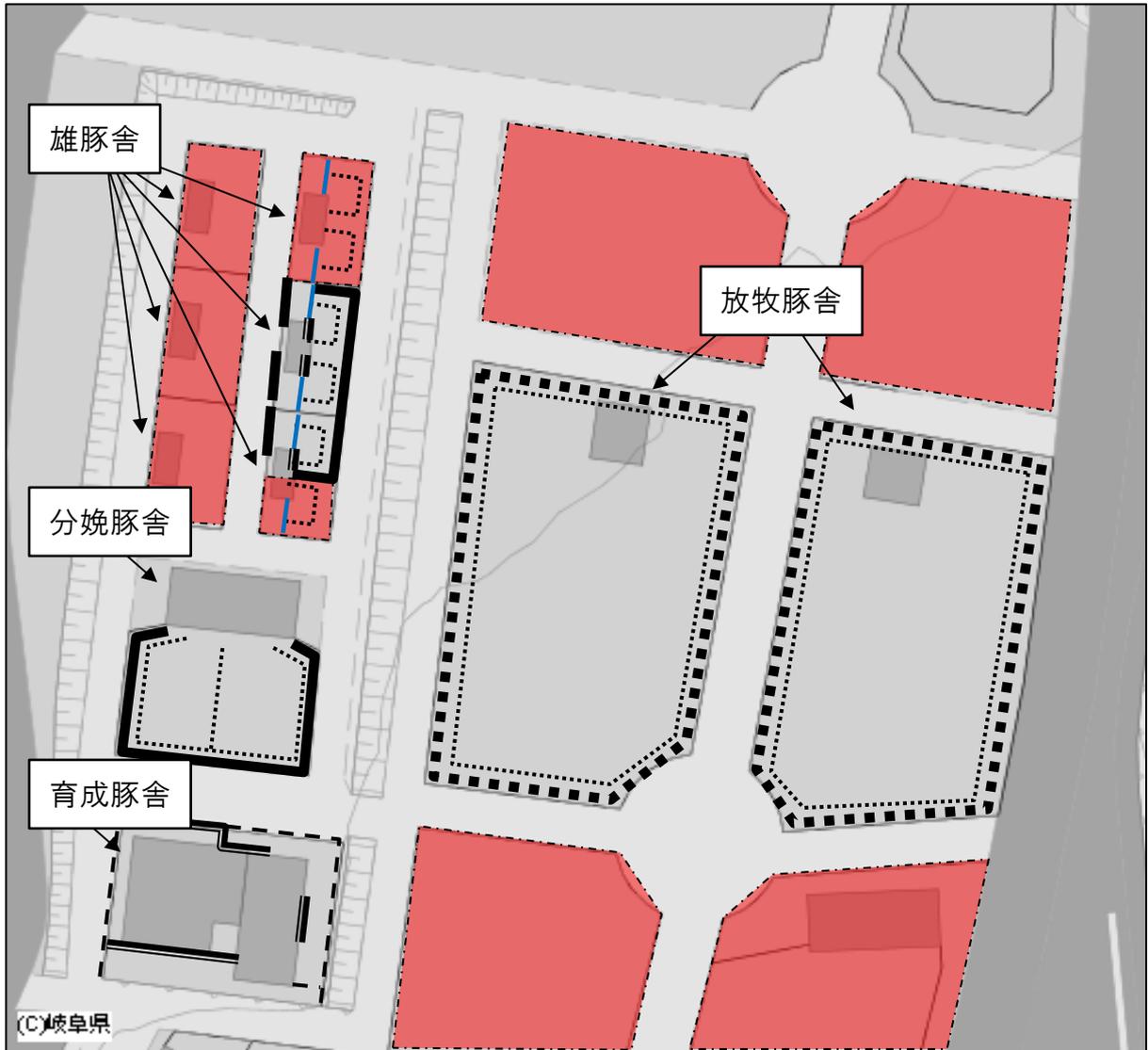
- ・ 畜産センター公園は、家畜の観賞や触れ合いのできる公園として多くの市民が利用する施設の側面があり、不特定多数の人が出入りする施設である。
- ・ 豚の所有者は、施設所管部局である都市建設部公園整備課であるが、豚等の家畜の飼養も含めて、施設の運営管理は、指定管理者である民間業者に委任されている。

なお、市の畜産行政を担う農林部畜産課は、畜産センター公園敷地内にあり、獣医師を配置し、市内各農場にて診療を行うとともに、防疫に関する助言を行っている。

岐阜市畜産センター公園（全体図）



岐阜市畜産センター公園 豚舎配置図



■■■■■■■■	電気柵 (H=60cm)	【新設】
.....	電気柵 (H=40cm)	【既設】
————	ワイヤーメッシュ	【新設】
- - - -	金網フェンス	【既設】
====	コンパネ	【新設】
■	使用されていない施設	

4 対応の推移

8月以降における豚コレラ対策等の推移は、以下のとおりである。

※ は、聞き取り調査により把握した情報。

日 付	
8月 7日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中央家保から、各農場等に、8月7日付、中央家保第21号の12「家畜衛生情報の配布について」で、「中国でアフリカ豚コレラが初めて発生！」の家畜衛生情報を発出 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(指定管理者) 文書を全職員に紙回覧</p> <p>(公園整備課) 本文書の存在を把握していない。(文書を受信した指定管理者及び畜産課からの情報提供はなかった。)</p> <p>(畜産課) 文書をメール受信後、畜産課全職員にメール転送 農場立入時に、現在実施している消毒等の防疫措置の徹底 (消毒薬を強力なものに変更)</p> </div>
9月 9日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の農場で豚コレラ発生(患畜確定) ・ 畜産センター公園は、搬出制限区域に指定される。 ・ 岐阜市豚コレラ防疫対策本部会議(第1回)
9月10日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産センター公園の豚エリアを含む畜産エリア(一部)の一般公開を中止 ・ 県中央家保による立入調査(疫学関連農場への一斉立入り) <ul style="list-style-type: none"> ・ 豚コレラを疑うような異常なし
9月11日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生農場の防疫措置完了 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px; display: inline-block;"> <p>搬出制限 9月29日午前0時まで</p> <p>移動制限 10月10日午前0時まで</p> </div>
9月12日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜市豚コレラ防疫対策本部会議(第2回) ・ 県中央家保から、9月12日付「豚コレラの防疫対策の強化に

係る報告徴求について」の文書発出。同日から、午前9時と午後4時時点の2回/日の飼養豚の死亡頭数等の報告開始

- ・この時点で飼養 28 頭

9月14日（金）

- ・岐阜市打越の水路で死亡していた野生イノシシについて、豚コレラ陽性を確認（1頭目）（発見は9/13）

- ・畜産センター公園全ての入口の消毒開始

9月16日（日）

- ・県中央家保から、指定管理者に、夜間の放牧を中止するようまた、豚舎毎に長靴を用意するよう電話にて指導

9月17日（月）

- ・県中央家保の立入調査（衛生監視プログラムによる立入り）
 - ・臨床検査、検温等を実施、豚コレラを疑うような異常なし
 - ・放牧豚舎周辺への電気柵設置を指導

（畜産課）

県中央家保から、放牧豚舎周辺に電気柵を設置するための必要距離を測りたいと言われ、指定管理者（2名）と同行した。

（指定管理者）

県中央家保の指導の際、放牧豚舎以外の雄豚舎、分娩豚舎に対して電気柵は有効でないとの指導を受けた。

9月18日（火）

- ・電気柵が、県農村振興課から、指定管理者宛に配送（貸与）

（指定管理者）

県農村振興課より、「電気柵の設置は、下記の理由により9/20 14時からお願いしたい。」と電話依頼あり

(1) 農林事務所職員への電気柵設置研修

今後、県内養豚場に電気柵設置を指導することになるため事務所職員の研修の場とさせてほしい

(2) 取材対応

設置作業の取材対応のため

- ・岐阜市豚コレラ防疫対策本部会議（第3回）

- 9月19日（水）
- ・畜産センター公園内で、死亡していた野生イノシシについて豚コレラ陽性を確認（敷地内1頭目）（発見は9/18）
 - ・分娩豚舎、放牧豚舎の夜間の放牧中止
- 9月20日（木）
- ・放牧豚舎に、県（農村振興課）から貸与された電気柵を設置
 - ・公園整備課は、県農村振興課からメール連絡を受けて、電気柵設置に立会い
- 9月21日（金）
- ・県中央家保から、指定管理者に、電気柵が有効でない豚舎（雄豚舎、分娩豚舎）にはワイヤーメッシュで塞ぐよう電話にて指導
 - ・雄豚舎及び分娩豚舎に、夜光ひもを設置
 （指定管理者）
 県中央家保から、電気柵が有効でない豚舎（雄豚舎、分娩豚舎）は、ワイヤーメッシュで塞ぐよう指示があった。
 夜光ひもは常備してあり、一定の効果があると聞いており、ワイヤーメッシュ納入までの臨時措置として設置した。
- 9月22日（土）
- ・県中央家保から、指定管理者に、育成豚舎の既存フェンスの隙間にコンパネ（ベニヤ板）を設置するよう電話にて指導
 - ・県中央家保から、指定管理者に、検査用資材（長靴、防護服、体温計等）を配布
- 9月23日（日）
- ・畜産センター公園内で、死亡していた野生イノシシについて豚コレラ陽性を確認（敷地内2頭目）（発見は9/21）
 - ・県中央家保から、9月23日付、中央家保第176号「豚コレラへの防疫対策の徹底について」の文書が、指定管理者、公園整備課、畜産課の各所属長宛に発出
 （参考）県中央家保からの通知文書の内容
 「豚コレラへの防疫対策の徹底について」
 岐阜市内の養豚場での豚コレラの発生、近隣市街地および山

中での豚コレラウイルス保有いのししの摘発に伴い、豚飼養施設での豚コレラ感染の危険性が非常に高くなっています。つきましては、畜舎内外の消毒、いのししの侵入防止対策（物理的障壁、防護柵、電気柵の設置）等、家畜伝染病予防法第12条の3飼養衛生管理基準に基づいた、考えうる最善の対策を緊急に講じていただき、岐阜市畜産センター公園への豚コレラウイルスの侵入阻止に全力を尽くしてください。

- ・ 県中央家保から、指定管理者に、畜舎内外の消毒、イノシシ侵入防止策（防護柵、電気柵等）を指導
- ・ 公園整備課はコンパネ（ベニヤ板）設置に立会い
- ・ 育成豚舎及び雄豚舎にコンパネ（ベニヤ板）を設置
- ・ 全ての豚舎について、夜間の放牧を中止
- ・ 豚舎内外の消毒実施

（指定管理者）

県中央家保から、育成豚舎はイノシシから中の豚が見える構造になっているため、目隠しの目的でコンパネを設置するよう指導があった。雄豚舎は入口に扉がなかったのでコンパネを設置した。

（公園整備課）

コンパネを早急に設置するようにとの連絡を、県中央家保から農林部経由で受けたため立ち会った。

9月25日（火）

- ・ 豚舎毎に長靴を設置（各1足）
複数での作業時や獣医師入場時は各自の長靴を踏込消毒し、入舎していた。

9月25日の週

- ・ 畜産課は、指定管理者に、豚の早期出荷について助言

9月26日（水）

- ・ 県中央家保の立入調査（衛生監視プログラムによる立ち入り）
 - ・ 臨床検査、検温等を実施、豚コレラを疑うような異常なし
 - ・ 28頭中21頭に対し採血、PCR検査実施→陰性判定

(県中央家保)

飼育頭数が 21～40 頭の場合は、検査頭数は 21 頭 (抽出)

- ・ 指定管理者に対し、豚舎毎に衣服交換を行うよう指導
- ・ 出入口の消石灰散布幅の増を指導
- ・ 指定管理者と公園整備課が連携を密にし、迅速な対応が可能な体制とするよう依頼
- ・ 防疫資材 (消石灰) を配布
- ・ コンパネ (ベニヤ板) 設置を確認
- ・ 飼養衛生管理状況を確認
- ・ 豚舎毎の長靴の設置を確認

(県中央家保)

9/22 に配布した検査用資材等は、県職員が立ち入る際に使用するものであるが、長靴、衣服が複数用意できないのであれば、この中の長靴や防護服を使用して良いと伝達した。

(指定管理者)

9/22 の資材等は、県が使用するという認識。県中央家保から使用して良いと言われていない。衣服交換はチェック表で実施済みとされ、指示事項も記載されていなかったことから、衣服交換をしなくてもよいとされたとの認識であった。

9月27日 (木)

- ・ 県中央家保から、指定管理者に、動力 (消毒液) 噴霧器を活用した消毒を実施するよう指導
- ・ 県中央家保から防疫資材 (防護服、長靴、踏込消毒槽、ブルーシート) 配布
- ・ 豚舎等の消毒を、県中央家保から借り受けた動力噴霧器を活用し実施

9月28日 (金)

- ・ 雄豚舎及び分娩豚舎に、ワイヤーメッシュを設置

9月29日 (土)

- ・ 搬出制限解除

10月1日 (月)

- ・ 県中央家保の立入調査
 - ・ 豚舎周囲の確認
 - ・ 放牧豚舎への電気柵設置を確認

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置が有効でない豚舎（雄豚舎、分娩豚舎）へのワイヤーメッシュ、コンパネ設置を確認 ・通路部の消石灰散布量の増を指導
	<ul style="list-style-type: none"> ・通路部の消石灰散布量を増量
10月1日の週	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産課は、指定管理者に、豚の早期出荷について再度助言
10月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市豚コレラ防疫対策本部会議（第4回）
	<p>（指定管理者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備課に、豚の早期出荷について電話にて相談した。 <p>（公園整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者からの早期出荷の電話は覚えがない。
10月3日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・県中央家保の立入調査（監視対象農場への立ち入り） <ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査、検温等を実施、豚コレラを疑うような異常なし ・出入口の消石灰散布範囲拡大を指導 ・出入口の消石灰散布範囲を拡大
10月5日（金）	<p>（畜産課）</p> <p>県を訪問した際、県畜産課から、感染リスクが高い中、なぜ早急に飼養豚をゼロにしないのか確認されたが、回答せず。 （県畜産課から確認されたことは、）公園整備課に報告していない。</p>
10月7日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・出産12頭（→飼養40頭）
10月8日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・県中央家保の立入調査（報告徴求に基づく立ち入り） <ul style="list-style-type: none"> ・血液検査、PCR検査実施（3頭）→陰性判定
	<p>（報告徴求）</p> <p>豚コレラの可能性を否定できないような状況なし 備考：食欲なし1頭 ※前日も同様の報告</p>

10月9日（火）

- ・朝、指定管理者は、公園整備課を訪問し、公園整備課長に豚の早期出荷について相談

（指定管理者）

10/2に公園整備課職員に豚の早期出荷について相談したが、回答が得られなかったことから、10/9に直接出向いて相談した。

- ・県中央家保の立入調査
 - ・臨床検査、検温等を実施、前日検査した豚の状況を確認、豚コレラを疑うような異常なし
 - ・日中の放牧中止を指導
 - ・豚舎周囲の消石灰散布量増量を指導
- ・昼夜完全に放牧を中止
（ただし、分娩豚舎内の清掃時のみ一時的に舎外へ）

（指定管理者）

子豚を外ではなく分娩豚舎内の別の区画に移動させるだけでは、衛生的に清掃することが不可能なので、豚舎外に移動させていた。県中央家保には相談していない。

- ・豚舎周囲の消石灰散布量を増量
- ・出産11頭（→飼養51頭）
- ・公園整備課から、指定管理者に、10月9日付「岐阜市畜産センター公園内の豚の放牧中止及び出荷について」指示書発出

（参考）公園整備課からの指示書の内容

「岐阜市畜産センター公園内の豚の放牧中止及び出荷について」

岐阜市畜産センター公園は、家畜や豊かな自然に触れ合うことのできる憩いの公園として開設されたが、平成30年9月に感染が確認された豚コレラが、周辺の野生のイノシシから検出される事態が続いているので豚コレラからの感染を防止するため放牧の中止を指示する。

また、現在蔓延している豚コレラが飼育されている豚に感

染しないようにするため計画的に出荷するよう指示する。

放牧中止箇所 放牧豚舎

放牧の再開 指示書にて指示する

出荷時期 指定管理者の判断による

10月10日(水)

・哺乳豚1頭死亡(圧死)(→飼養50頭)

(報告徴求)

豚コレラの可能性を否定できないような状況なし

・指定管理者は、指示書を受けて公園整備課に出荷予定表を提出

【50頭の内訳】

親豚11、肥育豚15、哺乳豚22、哺乳豚の親豚2

【出荷予定】※10月10日時点

10/11 親豚1頭、肥育豚5頭

10/15 親豚4頭

10/16 親豚4頭

10/23 親豚2頭、肥育豚10頭

10月11日(木)

・哺乳豚1頭死亡(衰弱死)(→飼養49頭)

(報告徴求)

豚コレラの可能性を否定できないような状況なし

・6頭出荷(→飼養43頭)

・県畜産課から、市畜産課に、豚の出荷予定について電話にて確認があった。市畜産課は、哺乳豚及び親豚を除き、10/23までに出荷予定と回答した。

10月15日(月)

・4頭出荷(→飼養39頭)

10月16日(火)

・4頭出荷(→飼養35頭)

10月17日(水)

・県中央家保の立入(監視対象農場への立ち入り)

・飼養衛生管理状況の確認

・豚エリアの封鎖状況を確認

- ・飼養豚の出荷計画を確認
- ・消石灰の定期散布、県中央家保立入時の立入チェックリストの保存を指導

(指定管理者)

- ・豚舎周辺の消石灰の定期散布は、平時からすでに週1回実施しており、10/9より増量して実施している。
- ・出荷計画について、哺乳豚(10/7、10/9生まれの計21頭(死亡豚を除く))は、出荷困難なため出荷時期未定と回答

(指定管理者)

- ・チェックリストは県中央家保からその都度、コピーさせてもらい保存している。

(県中央家保)

- ・チェックリストは複写式になっており、調査終了後、立ち会った職員(指定管理者)に手渡ししている。原則、原本は指定管理者の手元にある。

10月18日(木)

- ・公園整備課から、指定管理者に、10月18日付「岐阜市畜産センター公園内の飼育豚の出荷について」指示書発出

(参考) 公園整備課からの指示書の内容

「岐阜市畜産センター公園内の飼育豚の出荷について」
岐阜市畜産センター公園内の飼育豚が野生イノシシを介して豚コレラに感染しないようにするため、計画的に豚を出荷するように指示したところであるが、提出された出荷計画書の対象となっていない新たに生まれた豚についても、関係機関と連絡を取り合い計画的に出荷していくことをあらためて指示する。

10月19日(金)

- ・指定管理者は指示書を受けて公園整備課に出荷予定表を提出

【35頭の内訳】

親豚2、肥育豚10、 哺乳豚21、哺乳豚の親豚2

【出荷予定】※10月19日時点

10/23 親豚1頭、肥育豚6頭

11/12 親豚1頭、肥育豚2頭

※肥育豚2頭は発育不良で出荷未定
※親豚は離乳後、出荷予定(11/6)

10月21日(日)

・親豚1頭死亡(衰弱死)(→飼養34頭)

(報告徴求)

豚コレラの可能性を否定できないような状況なし

10月23日(火)

・6頭出荷(→飼養28頭)

10月24日(水)

・県中央家保の立入調査(監視対象農場への立ち入り)

- ・飼養衛生管理状況の確認
- ・飼養豚の出荷計画を確認
- ・哺乳豚21頭の行先検討を確認

(指定管理者が回答)

哺乳豚の行先について

- ・市の食肉市場は、成体(概ね80kg以上)のみ受入可、哺乳豚の受入不可。非常事態であり受入を打診したが応じてもらえず。
- ・哺乳豚取扱家畜市場(静岡県、茨城県)は他県からの受入不可
- ・岐阜県中央家畜市場や養豚農家への販売も検討したが受入先見つけられず。

10月31日(水)

・県中央家保の立入調査(監視対象農場への立ち入り)

- ・飼養衛生管理状況の確認
- ・飼養豚の出荷計画を確認

親豚2頭は、離乳後出荷予定(11/6)であることを確認

11月1日(木)

・畜産センター公園の畜産エリア(一部)の一般公開中止区域を変更

11月5日(月)

・県中央家保の立入調査(監視対象農場への立ち入り)

- ・飼養衛生管理状況の確認

11月 6日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2頭出荷 (→飼養 26頭)
11月10日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親豚1頭死亡 (心不全) (→飼養 25頭) <p>(報告徴求)</p> <p>豚コレラの可能性を否定できないような状況なし</p>
11月12日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥育豚2頭出荷 (→飼養 23頭)
11月13日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼養担当者 (指定管理者) が、飼養豚1頭の状況を確認 畜産課の担当獣医師が不在のため、翌日に連絡 <p>(畜産センター公園家畜飼養担当者の所見)</p> <p>耳に若干の紫斑あり、体温 40 度程度、元気及び食欲問題なし</p> <p>(報告徴求)</p> <p>豚コレラの可能性を否定できないような状況なし</p>
11月14日 (水)	<p>10:20 担当獣医師が飼養豚1頭の状況を確認</p> <p>(家保が市獣医師に聞き取り)</p> <p>体温 40.3 度、活力低下、耳に紫斑あり、同居豚に異常なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼養担当者が、畜産課の担当獣医師に相談・診察依頼 ・ 13:00 担当獣医師が飼養豚1頭の状況を確認 <p>(獣医師の所見)</p> <p>体温 41.0 度、食欲なし、両耳介、臀部チアノーゼあり、 肺雑音なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14:00 担当獣医師が、県中央家保に加療の是非を相談 県中央家保から加療しても良いとの回答を受け、抗生物質を 注射 <p>(獣医師の所見)</p> <p>体温 41.0℃、活力あり、食欲そこそこ、同居豚体温 39.5℃、 活力及び食いあまりよくない</p> <p>(報告徴求)</p> <p>豚コレラの可能性を否定できないような状況なし</p>

11月15日(木)

- ・ 昼ごろ、担当獣医師が、昨日の加療豚の状況を確認

(獣医師の所見)

体温 40.7 度、食欲なし、喉から上腕にかけてチアノーゼ広がる。寝ている時に痙攣あり、立ち上がると活力あり

- ・ 14:40 担当獣医師は、県中央家保に血液検査を依頼

(報告徴求)

豚コレラの可能性を否定できないような状況なし

9:00 の報告詳細：活力低下、食欲低下、同居豚に異常なし

15:00 の報告詳細：活力低下、食欲低下、同居豚に異常なし

- ・ 16:15 県中央家保の立入調査（通報に基づく立ち入り）
 - ・ 上記の豚及び同居豚の 2 頭に対して、血液検査、解剖検査、PCR 検査実施

11月16日(金)

- ・ 1:00 豚コレラ陽性判定（疑似患畜確定）
 - ・ 4:35 殺処分開始、消毒ポイント設置
 - ・ 6:20 殺処分完了
 - ・ 8:05 埋却作業開始
 - ・ 9:00 岐阜市豚コレラ防疫対策本部会議（第 5 回）
 - ・ 10:30 岐阜県家畜伝染病防疫対策本部員会議（第 10 回）
 - ・ 15:00 畜産センター公園における防疫措置完了
 - （ 搬出制限 12 月 4 日午前 0 時まで
 - 移動制限 12 月 15 日午前 0 時まで
）
- ・ 国疫学調査チームによる調査（11/17 まで）

5 検証

(1) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の危機管理意識

(事実関係)

- ◆8/7 の県中央家保からの家畜衛生情報「中国でアフリカ豚コレラが初めて発生」を知った時
 - <指定管理者>
 - ・通知を紙回覧し共有。(公園整備課には情報提供していない)
 - <公園整備課>
 - ・通知を把握していなかった。
 - <畜産課>
 - ・通知をメールにて課内共有した。長靴等の消毒に用いる消毒薬を強力なものに変更した。
- ◆9/9 の市内農場で豚コレラが発生した時
 - <指定管理者>
 - ・9/10 に豚エリアを含む畜産エリア（一部）の一般公開を中止した。畜産センター公園内で取るべき防疫措置について、県中央家保からの指導内容等を朝礼等で周知した。
 - <公園整備課>
 - ・特に行動はしていない。
 - <畜産課>
 - ・農場に立ち入る際の防護服着用や車両消毒の徹底など、獣医師が取るべき防疫措置について改めて徹底した。
- ◆9/14 の野生イノシシ豚コレラ感染事例が発生した時（打越地内）
 - <指定管理者>
 - ・イノシシ侵入防止対策として、県中央家保の指導に基づき、電気柵・夜光ひも・ワイヤーメッシュ・コンパネを設置するとともに、豚の放牧中止等の措置を講じた。
 - <公園整備課>
 - ・9/20 県の連絡を受けて電気柵設置に立ち会った。
 - ・9/28 指定管理者の相談を受けてワイヤーメッシュを購入した。
 - <畜産課>
 - ・豚の早期全頭出荷をすべきとの見解に至り、9/25 の週に指定管理者へ助言した。

◆豚の早期全頭出荷の方針決定に至るまでの経緯

<指定管理者>

- ・9/25 の週に畜産課から早期全頭出荷についての助言を受ける。(当時は搬出制限があり出荷できない。その助言を受けて指定管理者はどうすべきか悩んでいた。)
- ・10/2 公園整備課職員へ早期全頭出荷について電話相談。公園整備課から特に回答はなかった。
- ・10/9 公園整備課から回答がないため来庁し、直接、公園整備課長等へ相談し、早期全頭出荷の指示を得た。

<公園整備課>

- ・10/2 に豚の早期出荷について指定管理者が電話相談したとしているが、その様な電話を受けた覚えがない。
- ・10/9 指定管理者が来庁し、直接相談を受けたため、指定管理者に対し、早期全頭出荷の指示書を発出
- ・10/18 子豚を含めた早期出荷の指示書を発出。(親豚が妊娠していることを把握しておらず、事後の報告を受けて実施。なお、豚の頭数等の把握は、月次報告書で月末時点の頭数を確認するだけであった。)

<畜産課>

- ・9/25 の週 指定管理者へ豚の早期全頭出荷を助言したが、公園整備課には助言していない。
- ・10/1 の週に、指定管理者に再度助言した際、指定管理者から「豚を早期に出荷すべきという内容の文書をもらうことができないか。」と相談された。畜産課としても、畜産関係業者から畜産課に対し「畜産センター公園の豚を早く出荷してほしい」との話が入っていた。公園整備課には助言していない。
- ・10/5 (畜産課が別件で県畜産課を訪問した際) 県の畜産課から、何故、公園内の豚をゼロにしないのか確認されたが回答せず。
その後、指定管理者にどう助言していくか考えていたところ、10/9 に公園整備課から指示がなされたので、結果的に、公園整備課への報告はしていない。

(課題)

<指定管理者>

- ・9/9 の市内農場で豚コレラが発生した時に、すぐさま豚エリアを含む畜産エリア(一部)の一般公開を中止するなどの対応をしていたが、全ての職員が危機感を持っていた訳ではなく、県中央家保の指導事項への対応に終始し、

その対応は迅速ではなく、不十分であった。

- ・農場運営管理者として、防疫措置への具体的な対応を考え、公園整備課に相談のうえ、迅速に実施すべきであった。
- ・畜産課の助言を参考に、公園整備課に対し、出荷等を含めた協議を早急に実施すべきだった。

<公園整備課>

- ・9/9の市内農場での豚コレラ発生の時に特に行動しておらず、9/14の野生イノシシの感染事例発生の時においても、危機意識が高まらず、迅速かつ主体的な行動が出来ていなかった。本来であれば、9/9の市内農場で豚コレラが発生した時に、農場主として高い危機管理意識のもと、家畜伝染病の発生を異常事案（リスク）と捉えて具体的な対策を指示すべきであった。

<畜産課>

- ・8/7の家畜衛生情報を知り得たときから危機感を持ち、9/14の野生イノシシへの感染事例発生以降は、指定管理者に対し、早期全頭出荷について助言を行っていた。しかし、公園整備課に助言しておらず、積極的に関与をすべきであった。

(対策方針)

<指定管理者>

- ・防疫措置への対応が迅速ではなく、不十分であったことから、職員全員に対し必要な知識を習得させるとともに、公園整備課及び畜産課と日頃から意思疎通をはかり、連携することが必要である。

<公園整備課>

- ・家畜伝染病に関する危機管理意識が低く、かつ、家畜伝染病及び飼養衛生管理に関する知識不足のため、家畜伝染病を異常事案（リスク）であると認識していなかったことから、危機管理意識の向上とともに、家畜伝染病及び飼養衛生管理に関する知識レベルの早急な引き上げのため、危機管理研修の実施のほか、3者による会議の主催や立入検査などを行う必要がある。
- ・指定管理者及び畜産課と日頃から連携を図り、意思疎通ができるよう、3者による会議の主催や立入検査などを行う必要がある。（再掲）

<畜産課>

- ・事案発生以前から高い危機管理意識を持ち、かつ専門的知識を有している畜産課は、畜産センター公園における飼養衛生管理及び家畜伝染病発生時における対応に関し、県中央家保と連携し、指定管理者及び公園整備課に対し、積極的に関与することが必要である。

(2) 3者（指定管理者、公園整備課、畜産課）の責務

① 指定管理者の責務

(事実関係)

- ・ 指定管理者は、指定管理者選定時に提出した事業計画書の内容について、法令等の遵守及び業務を適切に遂行できる内容としていなかった。例えば、
 - ・ 事業計画書 15 頁ウ-(1)-②中「飼養に携わる職員は、畜舎に入る際に踏み込み水槽による足元消毒の徹底、畜舎の定期的消毒などを実施する。」としていたが、飼養衛生管理基準においては、専用の靴及び衣服の着用が求められており、踏み込み水槽による足元消毒だけでは不十分である。
- ・ 指定管理者は、協定書、仕様書及び事業計画書（以下「協定書等」という。）に記載されている内容について、履行が不十分であった。例えば、
 - (1) 協定書中
 - ・ 第 4 条第 5 項「指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。」とされているが、家伝法に定める飼養衛生管理基準が遵守できていなかった。
 - ・ 第 11 条第 2 項「前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。」とされているが、今回の件に関しては、双方とも、相談・協議をしていなかった。
 - (2) 仕様書中
 - ・ 第 4-3-(3)-(イ)「家畜が死亡した場合には、速やかに市に報告するとともに、適正に処理すること。」とされているが、家畜が死亡した都度の報告ではなく、月次でまとめて報告していた。
 - ・ 第 8-2 に定める「法令の遵守」中、キに規定されている家伝法等について、前述のとおり、遵守されていなかった。
 - (3) 事業計画書中
 - ・ 8 頁中「特定家畜伝染病に対する十分な防疫体制を常時整え、発生源、伝播の中継点とならないよう管理体制を充実させる。」としているが、飼養衛生管理基準が遵守されておらず、十分な防疫体制を常時備えていたとは言えない。
 - ・ 16 頁の「感染症にかかる知識習得」の欄中「人と動物の感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するよう研修の機会をもつとともに、(中略)努める。」としているが、家畜飼養を担当する者への研修の機会が付与されておらず、通知等の回覧及び指摘事項に対する単なる指示（消毒の徹底など）のみで、具体的な説明が欠けていた。

- ・41 頁の「エ 家畜伝染病の発生時への対応」の欄中「「家畜伝染病防疫マニュアル」を作成」としているが、実際には国のものを準用し、マニュアルは作成されていなかった。
- ・42 頁の「発生時対応 畜産センター以外（市内、県内）で発生した場合」の欄中「車両、器具、参集者の消毒等を確実に実施する。」としているが、重機等の消毒・洗浄を行っていない場合があった。
- ・また、指定管理者は、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に定める平成 30 年度上半期モニタリング（指定管理者評価委員会）において、事業計画書に定めている「研修」の実施が不十分であったが、指定管理者による評価（自己評価）を評価基準 A（協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している）と評価していた。

（課題）

- ・指定管理者の認識として、飼養衛生管理基準を守る意識が不足していた。
- ・事業計画書に記載している研修の実施が不十分であったことで、飼養衛生管理に関する職員の正しい知識の習得がなされず、結果、国疫学調査チームから指摘を受けた、専用の衣服及び靴の設置及び使用並びに重機等の洗浄・消毒の不徹底につながった。
- ・指定管理者から公園整備課への報告がほとんどなかったことで、公園整備課は正確な状況把握が出来ず、対応に遅れが生じた。
- ・協定書等において家畜伝染病発生時における公園整備課と指定管理者とのリスク分担が明確化されていないこと及び、事業計画書に記載している家畜伝染病防疫マニュアルの作成がなされていないことで、公園整備課と指定管理者の役割や責任の所在があいまいとなり、情報の共有がなされず、対応に遅れが生じた。
- ・上記のとおり、受注者として必要な責務の履行が不十分であった。

（対策方針）

- ・公園整備課は、近隣で家畜伝染病が発生するなど対応すべき時に備え、公園整備課と指定管理者の役割分担を定めた「農場主としての対応マニュアル」を作成し、指定管理者と共有する。
- ・指定管理者は、以下の対策を行う必要がある。
 - ・事業計画書に定めている研修を、家畜飼養を担当する者のみならず、職員全員に速やかに実施し、関係法令等に基づいた適切な業務遂行ができるよう、必要な知識を習得させる。
 - ・公園整備課及び畜産課と日頃から意思疎通を図り、連携する。
 - ・前述の「農場主としての対応マニュアル」に基づき実施する手順書（事業

計画書に定めている「家畜伝染病防疫マニュアル」を速やかに作成し、迅速に対応できる体制を整える。

② 公園整備課の責務

(事実関係)

- ・公園整備課は、畜産センター公園の指定管理者選定時に、現指定管理者が提出した事業計画書の内容について、法令等の遵守及び業務を適切に遂行できる内容となっているのかを確認していない。例えば、
 - ・事業計画書 15 頁ウ-(1)-②中「飼養に携わる職員は、畜舎に入る際に踏み込み水槽による足元消毒の徹底、畜舎の定期的消毒などを実施する。」とされていたが、飼養衛生管理基準においては、専用の靴及び衣服の着用が求められており、踏み込み水槽による足元消毒だけでは不十分である。
- ・公園整備課は、協定書等に記載されている内容について、履行状況の確認や指導を行ったりしていなかった。例えば、
 - (1)協定書中
 - ・第 4 条第 5 項「指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。」としているが、家伝法に定める飼養衛生管理基準が遵守できていなかった。
 - ・第 11 条第 2 項「前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。」としているが、今回の件に関しては、双方とも、相談・協議をしていなかった。
 - (2)仕様書中
 - ・第 4-3-(3)-(イ)「家畜が死亡した場合には、速やかに市に報告するとともに、適正に処理すること。」としているが、家畜が死亡した都度の報告ではなく、月次でまとめて報告していた。
 - ・第 8-2 に定める「法令の遵守」中、キに規定されている家伝法等について、前述のとおり、遵守されていなかった。
 - (3)事業計画書中
 - ・8 頁中「特定家畜伝染病に対する十分な防疫体制を常時整え、発生源、伝播の中継点とならないよう管理体制を充実させる。」とされているが、飼養衛生管理基準が遵守されておらず、十分な防疫体制を常時備えていたとは言えない。
 - ・16 頁の「感染症にかかる知識習得」の欄中「人と動物の感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するよう研修の機会をもつとともに、(中略)努める。」とされているが、家畜飼養を担当する者への研修の機会が付与されておらず、通知等の回覧及び指摘事項に対する単なる指示（消毒の徹底など）のみで、指摘の趣旨等、具体的な説明が欠

けていた。

- ・41 頁の「エ 家畜伝染病の発生時への対応」の欄中「「家畜伝染病防疫マニュアル」を作成」とされているが、実際には国のものを準用し、マニュアルは作成されていなかった。
 - ・42 頁の「発生時対応 畜産センター以外（市内、県内）で発生した場合」の欄中「車両、器具、参集者の消毒等を確実に実施する。」とされているが、重機等の消毒・洗浄を行っていない場合があった。
 - ・公園整備課は、指定管理者が事業計画書に定めている「研修」の実施がされているか確認を怠っているながら、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に定める平成 30 年度上半期モニタリング（指定管理者評価委員会）において、指定管理者からの自己評価を鵜呑みにし、所管課による評価を評価基準 A（協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している）と評価していた。
 - ・公園整備課は、農場の主体者として、9/23 付の県中央家保の通知「豚コレラへの防疫対策の徹底について」にあるように、畜産センター公園への豚コレラウイルスの侵入阻止に全力を尽くすべく、畜産センター公園における防疫対策に万全を期すべきであったが、指示した内容は、次の 2 点のみであった。
 - ・10/9 放牧中止及び出荷指示（指示書による）
 - ・10/18 出荷指示（指示書による）
 - ・公園整備課は、農場の主体者として、家畜伝染病発生時における対応マニュアルが作成されていなかった。（他農場で発生した場合のほか、自農場で発生した場合の対応を含む。）
- ※対応マニュアルは、体制整備から報告・連絡に始まり、防疫作業手順、更には公園整備課及び指定管理者の双方の役割（リスク分担を含む）などを定めたものをいう。

（課題）

- ・公園整備課は、野生イノシシの感染事例が発生した 9/14 の段階で、豚への感染が間近に迫っているという危機管理意識を持つとともに、畜産センター公園における防疫措置に関し、速やかに指示すべきであった。
- ・公園整備課は、9/23 付けの県中央家保通知にあるように、防疫対策に万全を期すべきであったが、対策の指示や確認が不足しており、農場の主体者としての危機管理意識及び責任感が希薄であった。
- ・公園整備課は、指定管理者選定時に、現指定管理者が提出した事業計画書の内容について、法令等の遵守及び業務を適切に遂行できる内容となっているのかを確認しておらず、また、履行状況の確認や指導を行っておらず、発注者として必要な責務の履行が不十分であった。

- ・協定書等において家畜伝染病発生時における公園整備課と指定管理者とのリスク分担が明確化されていないこと及び、家畜伝染病発生時における「農場主としての対応マニュアル」が作成されていなかったことで、公園整備課と指定管理者の役割や責任の所在があいまいとなり、情報の共有がなされず、対応に遅れが生じた。

(対策方針)

- ・公園整備課は、以下の対策を行う必要がある。
 - ・異常事案（リスク）発生時における危機管理意識の向上（研修等の実施）とともに、組織体制の改善を図る。
 - ・指定管理者の実施する業務について、関係法令等に基づいた業務遂行を確認・管理する体制を構築するため、専門知識を有する部署との連携するとともに、必要な知識の習得に努めるべきである。
 - ・3者による会議の主催や立入検査などを行うことで、指定管理者及び畜産課と日頃から意思疎通を図り、連携する。
 - ・近隣で家畜伝染病が発生するなど対応すべき時に備え、公園整備課と指定管理者の役割分担を定めた「農場主としての対応マニュアル」を作成し、指定管理者と共有する。（再掲）
なお、マニュアル作成にあたっては、家畜伝染病の発生が、異常事案（リスク）であるという認識を持ったうえで作成することが重要である。

③ 畜産課の責務

(事実関係)

- ・ 畜産課の豚担当獣医師は、1例目発生農場に、定期的な予防接種のため8/9に訪問してから、8/24に県中央家保に異常を報告する間、8/17、8/20、8/23に発生農場を訪問している。その際、農場主から飼養豚の健康状態について相談され、加療しているが、畜産課内での情報共有や、上司への報告・相談はなされなかった。
- ・ 畜産課は、9/14の野生イノシシの感染事例を受け、9/25の週、10/1の週の2回に渡り指定管理者に対し、畜産センター公園内の豚を早期出荷すべきと助言したが、公園整備課に対し助言するまでには至らなかった。
- ・ 農場へ立入る時の防疫措置は、畜産課内でルール化され、獣医師全員に対し教育されていたが、豚担当獣医師については、使用した物品等の消毒等が十分に行われていない場合があった。

豚担当獣医師は1人であるが、休日など豚担当獣医師不在時に豚の診療依頼があった場合には、他の獣医師が対応していた。その場合において、情報共有不足から業務が滞る状況があった。

畜産課において電子カルテが導入されているが、豚に関しては、一部のみの導入となっていた。

(課題)

- ・ 防疫措置に関する知識を有している畜産課獣医師は、畜産センター公園において飼養衛生管理に関し、適切な運用等が出来るよう助言をするべきであり、公園整備課に助言するなど積極的な関与をするべきであった。
- ・ 豚担当獣医師は、防疫措置に対する意識が低かった。
- ・ 日頃からの畜産課内の情報共有、上司への報告・連絡・相談、上司からの確認が徹底されていなかった。
- ・ 豚担当獣医師が1人であるとともに、電子カルテが一部のみの導入となっていたことから、課内での情報共有などがされにくかった。

(対策方針)

- ・ 畜産課は、以下の対策を行う必要がある。
 - ・ 畜産センター公園における飼養衛生管理に関しては、県中央家保と連携し、積極的に関与する。
 - ・ 農場へ立ち入る際の防疫措置を徹底するため、当該措置に係るルールを明文化し、改めて周知する。
 - ・ 課内の情報共有や報告・連絡・相談をスムーズに行うため、豚担当獣医師の複数人化や、電子カルテへの全面移行などの取組みを進める。

④ その他

(事実関係)

- ・市は、県が実施する家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置に協力することとされているが、その為の市としてのマニュアルがなかった。ただし、今回の豚コレラに係る本部会議の開催や、県が実施する防疫措置（消毒ポイントでの消毒）に対する職員の派遣に関しては、「岐阜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に準じて実施し、具体的な問題は生じなかった。

(課題)

- ・家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置は、県において実施されるため、協力する立場である市におけるマニュアル等の作成は必須ではない。しかし、岐阜市高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに準拠した対応のみでは問題が生じる可能性を否定できない。

(対策方針)

- ・農林部農林政策課は、県が実施する家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止の措置に協力するための市としてのマニュアルについては、国が特に総合的な発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるとしている8つの伝染病を網羅したものを作成する必要がある。

※8つの家畜伝染病 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、牛海綿状脳症（BSE）
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(3) 飼養衛生管理基準の遵守

① 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

(事実関係)

- ・ 9/16 県中央家保は、指定管理者に豚舎毎に専用の長靴を用意するよう電話にて指導
- ・ 9/25 指定管理者は、各豚舎に長靴を1足ずつ設置した。ただし、複数人で作業をする場合は、日常使用している長靴を消毒槽において消毒し、豚舎内に立ち入っていた。
- ・ 9/26 県中央家保は、立入調査時に、各豚舎に長靴が設置されていることを確認した。ただし、各豚舎1足ずつであったため、9/22に納品した検査用資材の長靴(3足)を使用しても良いと助言するとともに、複数の長靴設置について指導した。また、豚舎毎に衣服交換を行うことも指導した。
- ・ 指定管理者は、上記の指導及び実施状況について公園整備課へ報告していなかった。
- ・ 公園整備課は、上記の指導及び実施状況について、報告がなく、知り得なかった。
- ・ 国の疫学調査チームより「(ウ) 飼養管理者等が豚舎に入る際に専用の衣服としておらず、また、豚舎毎に踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたとのことだが、他の長靴を消毒のみで豚舎で使用していた場合があること」との指摘を受けた。

(指定管理者の認識：聞き取り調査による)

- ・ 指定管理者内で、毎日朝礼を行い、注意事項は全職員に伝えてはいたが、研修等を実施したことはなかった。知識の習得のため職員への研修の実施は必要だと痛感している。
- ・ 公園整備課職員は、普段から畜産センター公園の運営はすべて指定管理者に任せてあるというスタンスであったため、相談・報告はできなかった。

(公園整備課の認識：聞き取り調査による)

- ・ 衣服・靴の設置及び使用状況を把握しておらず、確認もしていなかった。
- ・ 飼養衛生管理に関する知識に乏しく、対応は指定管理者に任せてあった。

(基準等との比較)

- ・ 飼養衛生管理基準Ⅲの6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」では、「衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること」とされている。

(課題)

- ・ 専用の靴の設置及び使用については、「飼養衛生管理基準Ⅲの6」において、

専用の靴を着用することとなっているが、複数人で作業する場合において実施されていなかった。

- ・また、県中央家保から専用の長靴を用意するよう指導があつてから設置までに9日間経過しているが、一般的な準備期間を考慮しても長期間を要しており、迅速に対応すべきであった。
- ・専用の衣服の設置及び使用については、「飼養衛生管理基準Ⅲの6」において、専用の衣服を着用することとなっているが、実施されていなかった。
- ・指定管理者は、県中央家保からの指導及び実施状況について、公園整備課へ報告しておらず、公園整備課はその内容を把握できず、指定管理者に確認もしていないことからチェック機能が働いていなかった。

(対策方針)

- ・専用の衣服・靴の設置及び使用の確実な実施のため、公園整備課、畜産課及び指定管理者の3者が協議のうえ、県中央家保の助言も得ながら、施設及び運用の改善を行う必要がある。
- ・公園整備課及び畜産課は、県中央家保の立入調査に同行し、公園整備課は施設管理に関する観点からの指示を、畜産課は飼養衛生管理に関する観点からの助言を、指定管理者に対し、それぞれ必要に応じて行う必要がある。
- ・公園整備課、畜産課及び指定管理者は、県中央家保による立入調査とは別に、3者による飼養衛生管理基準の履行状況の確認を行う必要がある。
- ・指定管理者は、県中央家保の指導（電話による指導含む。）及び3者による飼養衛生管理基準の履行状況確認での改善事項について、迅速かつ確実に実施する必要がある。

② 重機等の洗淨又は消毒

(事実関係)

- ・ 畜産センター公園にある重機等は、ミニユンボ（公園エリアに保管）、タイヤショベル（公園エリアに保管）、軽トラック（畜産エリア内の倉庫に保管）の計3台である。
- ・ 3台の重機等は、公園エリアと畜産エリアで共有しているため、公園エリアと畜産エリアを移動する際には、洗淨・消毒を実施してきたとされていたが、10月以降、公園エリアと畜産エリアを移動させていた事例が5回あった。このうち、10/17にタイヤショベル（分娩豚舎東遠路での分娩豚舎放牧場内の枝処理）、11/14にタイヤショベル（東放牧豚舎の北側敷地での堆肥の軽トラック荷台への積み込み）を使用した計2回において、洗淨・消毒が実施されていなかった。
- ・ 国の疫学調査チームより「(イ) 公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗淨・消毒が行われていない事例もあったこと」との指摘を受けた。

(課題)

- ・ 公園エリアと畜産エリアにおいて、共通の重機等が使用されていた。
- ・ 畜産エリアに出入りする際に、洗淨・消毒が徹底されていなかった。

(対策方針)

- ・ 公園整備課又は指定管理者は、公園エリア、畜産エリアのエリア毎に、専用の重機等を設置する必要がある。
- ・ 指定管理者は、畜産エリアに出入りする際の重機等の洗淨・消毒に関するマニュアルを作成し、職員への研修・指導を行う必要がある。

③ 衛生管理区域の設定

(事実関係)

- ・家伝法に基づき、衛生管理区域は農場ごとに設定し、年に1回、県知事に報告する必要がある。
- ・畜産センター公園は、家畜の鑑賞や触れ合いができる公園としての側面があるため、畜舎毎に衛生管理区域を設定している。
- ・畜産センター公園内の衛生管理区域は、畜産センター設置当時から区域の変更はしていない。
- ・国の疫学調査チームより「(ア) 飼料置き場や堆肥置き場が豚舎間で共有されており、飼養管理者等が豚舎間を移動するが、それぞれの豚舎周辺だけが衛生管理区域に設定されていたこと」との指摘を受けた。

(畜産課、指定管理者の認識：聞き取り調査による)

- ・衛生管理区域の設定に関して、過去に県中央家保からの指摘はない。
- (県検証作業チームからの情報提供：国の疫学調査チームの見解について)
- ・国の指摘は、9月9日に市内で豚コレラが発生して以降、豚コレラに感染したイノシシが確認されており、豚舎を出入りする度に通路などの汚染エリアを通過しなければならない状況自体が非常に危険であり、9月10日以降は一般の入場を規制していたことから、豚舎毎ではなく、豚舎、飼料置き場、堆肥置き場、通路なども含めた豚エリア全体を衛生管理区域としたうえで、外部からのウイルス侵入防止などの防疫対策を徹底していれば、危険を排除できたのではないかとのことかと思料する。

(課題)

- ・衛生管理区域を畜舎毎に設定してあるため、畜舎に出入する際は、次の措置を確実に実施すべきであったが、実施されていなかった。
 - ・手指の洗浄又は消毒、靴の消毒をすること。
 - ・専用の衣服及び靴（シューズカバー）を設置し、着用すること。
- ・国の指摘にあるように、家畜伝染病が発生又は発生するおそれのあるような状況においては、広く衛生管理区域を設定したうえで、飼養衛生管理の徹底を図るべきであった。

(対策方針)

- ・畜産センター公園は、家畜の鑑賞や触れ合いができる公園としての側面があるものの、それらは飼養衛生管理の徹底がなされたうえで成り立つものであることを再認識し、施設及び運用の改善を図ること。
- ・また、近隣で家畜伝染病が発生した場合には、現在の畜舎毎の衛生管理区域ではなく、広く衛生管理区域を再設定したうえで、飼養衛生管理の強化を図

れるよう、予め準備・実施することが必要である。

6 その他（追加検証項目）

平成30年12月18日、国において、第3回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会が開催され、結果概要が示された。この内、畜産センター公園における新たな事項の記載があったことから、現地確認及び関係者への聞き取りなどを行い、追加で検証した。

【国の疫学調査チームによる結果概要】2頁中の記載

（4）2例目

岐阜市畜産センター公園では、発生があった畜産エリアと公園内道路を挟んで公園エリアがあり、ここでは植物園や**野外バーベキュー場等に多数の人が集まり、飲食をする機会も多い**。公園周辺の山塊にはイノシシが生息しており、公園内でもイノシシの掘り返し跡が各所で確認されている。**公園内にあるゴミ置き場は野生動物との接触を防止する構造にはなっていなかった**。

（事実関係）

- ・バーベキュー場は、申込制で、利用時間は午前9時から午後4時まで
- ・ゴミは、利用者持ち帰りとなっており、利用後に職員が点検をしている。
- ・国の報告書にあったゴミ置き場は、バーベキューを行った後の炭を、一時的に置く場所のことで、一部がコンクリートブロック積みの小屋となっているが、扉はついていない構造であった。

（国の疫学調査チーム員からの聞き取り）

- ・野外バーベキュー場の脇にあるゴミ置き場（使用後の炭等を含むゴミを置く小屋）において、灰に混じった「食べ物のかす」があった。

（課題）

- ・使用後の炭を置く場所において、扉を付けるなど、野生動物との接触を防止する構造としておくべきであった。

（対策方針）

- ・使用後の炭を置く場所において、扉を付けるなど、野生動物との接触を防止するための措置が必要である。

